

奈良市住居確保給付金（転居費用補助）のご案内

1. 住居確保給付金（転居費用補助）とは

同一世帯に属する者の死亡や本人または同一世帯に属する者の離職、休業等での著しい収入減少により、経済的に困窮し、住居を失った方や失う恐れがある方に対し、転居費用相当分の給付金を支給し、家計の改善に向けた支援を行います。

2. 対象者（概要）

次の①～⑧の全てに該当する方

- ①申請者と同一世帯に属する者の死亡、又は申請者若しくは申請者と同一の世帯に属する者の離職、休業等により、世帯の収入が著しく減少し、住居を失った、または失うおそれがある。
- ②申請日の属する月において、世帯収入額が著しく減少した月から2年以内である。
- ③申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持している。
- ④申請者の世帯の収入の合計が、収入基準額以下である（※1）。
- ⑤申請者の世帯の金融資産の合計が、一定額以下である（※2）。
- ⑥自立相談支援機関において家計に関する相談支援を受け、家計改善のために転居が必要と認められ、その費用の捻出が困難である。
- ⑦申請者及び世帯員が暴力団員でない。
- ⑧自治体等が実施する離職者等への転居の支援を目的とした類似の給付等を申請者及び世帯員が受けていない。

※1 収入基準額について

○ 考え方：収入基準額 = 基準額 + 家賃（上限あり）

（例1）単身世帯で、家賃額が3.0万円の場合

$$8.9万円 + 3.0万円 = 11.9万円$$

（例2）単身世帯で、家賃額が5.0万円の場合

$$8.9万円 + 3.8万円 = 12.7万円$$

世帯員数	収入基準額（申請日の属する月における月額）		（参考）上限額
単身世帯	基準額	8.9万円 + 家賃額（上限3.8万円）以下	12.7万円
2人世帯	基準額	13.1万円 + 家賃額（上限4.6万円）以下	17.7万円
3人世帯	基準額	15.7万円 + 家賃額（上限4.9万円）以下	20.6万円
4人世帯	基準額	19.4万円 + 家賃額（上限4.9万円）以下	24.3万円
5人世帯	基準額	23.2万円 + 家賃額（上限4.9万円）以下	28.1万円
6人世帯	基準額	26.9万円 + 家賃額（上限5.3万円）以下	32.2万円
7人世帯	基準額	30.6万円 + 家賃額（上限5.9万円）以下	36.5万円

※2 金融資産の額

○ 考え方：金融資産の基準額 = 基準額 × 6 （ただし100万円を超えないものとする）

世帯員数	金融資産の基準額
単身世帯	基準額 8.9万円 × 6 = 53.4万円以下
2人世帯	基準額 13.1万円 × 6 = 78.6万円以下
3人世帯	基準額 15.7万円 × 6 = 94.2万円以下
4人世帯以上	100万円以下

（裏面へ）

3. 対象経費・支給額・支給方法

① 対象経費

支給対象となる経費	支給対象とならない経費
・転居先への家財の運搬費用 ・転居先の住宅に係る初期費用 (礼金、仲介手数料、家賃債務保証料、住宅保険料) ・原状回復費用 (ハウスクリーニング等、転居前の住宅に係る費用を含む) ・鍵交換費用	・敷金 ・契約時に払う家賃(前家賃) ・家財や設備(風呂釜、エアコン等)の購入費

② 支給額

申請者が転居に要する経費のうち、①の支給対象となる経費。(※上限あり)

※支給額の上限(原則)

世帯員数	上限額
単身世帯	11.4万円
2人世帯	13.8万円
3～5人世帯	14.7万円
6人世帯	15.9万円
7人世帯以上	17.7万円

※左記によりがたい場合は、
別に厚生労働大臣が定める額とします。

③ 支給方法

- ・転居先の住宅に係る初期費用：原則、奈良市から賃貸住宅の貸主等に直接振り込み
- ・初期費用以外：奈良市から業者等に振り込みあるいは受給者の口座へ振り込み

4. その他

- 支給が決定した場合は、転居先への入居後に関係書類の提出が必要です。
- 実際の支出額が支給額を下回っていた場合は、差額の返還を求めます。
- 虚偽の申請等により、給付金を不適正に受給した場合、過支給分の返還を求めます。

5. 相談・申請先

奈良市くらしとしごとサポートセンター
〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号
TEL: 0120-372-310
受付時間: 午前9時00分から午後5時00分まで(土日祝、年末年始を除く)